

訪問看護 DX 情報活用加算について

埼玉精神神経センター訪問看護ステーションでは、令和 7 年 2 月より医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行ってまいります。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。 **訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月**

〈施設基準〉

1. 訪問看護療養費及び公費負担に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
2. 健康保険法第 3 条 13 項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されていること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っていること

〈備考〉

- 1 について、訪問看護療養費及び公費負担に関する費用の請求に関する費用をオンライン請求している場合に該当するものであること。
- 2 について、居宅取得型のオンライン資格確認等システムによるオンライン資格確認をおこなう体制を有している場合に該当する者であること。
- 3 について、本ウェブサイトへの掲載について、令和 7 年 5 月 31 日までは、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示されていれば、適応しているものとみなす。

令和 7 年 4 月 1 日

埼玉精神神経センター訪問看護ステーション 管理者